

## 議 事 日 程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 町長の行政報告及び提出案件要旨説明
- 日程第 4 報告第 1 号 平成 21 年度遠軽町一般会計継続費精算報告書について
- 日程第 5 報告第 2 号 平成 21 年度遠軽町健全化判断比率について
- 日程第 6 報告第 3 号 平成 21 年度遠軽町資金不足比率について
- 日程第 7 諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第 8 同意第 1 号 教育委員会委員の任命について
- 日程第 9 議案第 1 号 表彰について
- 日程第 10 議案第 2 号 遠軽町過疎地域自立促進市町村計画を求めることについて
- 日程第 11 議案第 3 号 遠軽町企業立地の促進による産業集積の形成及び活性化のための固定資産税の課税免除に関する条例の制定について
- 日程第 12 議案第 4 号 遠軽町の歳入金の督促、延滞金徴収及び滞納処分に関する条例の制定について
- 日程第 13 議案第 5 号 遠軽町の債権の管理に関する条例の一部改正について
- 日程第 14 議案第 6 号 遠軽町町税等の滞納に対する制限措置に関する条例の一部改正について
- 日程第 15 議案第 7 号 遠軽町安全安心まちづくり条例の一部改正について
- 日程第 16 議案第 8 号 遠軽町立学校設置条例の一部改正について
- 日程第 17 議案第 9 号 遠軽町小作料協議会条例の廃止について
- 日程第 18 議案第 10 号 工事請負契約の締結について（平成 22・23 年度遠軽下水処理センター更新工事）
- 日程第 19 議案第 11 号 平成 22 年度遠軽町一般会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 20 議案第 12 号 平成 22 年度遠軽町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 21 議案第 13 号 平成 22 年度遠軽町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 22 認定第 1 号 平成 21 年度遠軽町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 23 認定第 2 号 平成 21 年度遠軽町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 24 認定第 3 号 平成 21 年度遠軽町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 25 認定第 4 号 平成 21 年度遠軽町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 26 認定第 5 号 平成 21 年度遠軽町介護保険特別会計歳入歳出決算認定に

- ついて
- 日程第 27 認定第 6 号 平成 21 年度遠軽町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 28 認定第 7 号 平成 21 年度遠軽町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 29 認定第 8 号 平成 21 年度遠軽町公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 30 認定第 9 号 平成 21 年度遠軽町水道事業会計決算認定について
- 日程第 31 一般質問
- 日程第 32 議案第 4 号 遠軽町の歳入金の督促、延滞金徴収及び滞納処分に関する  
(付託案件) 条例の制定について (総務・文教常任委員会審査報告、会期中審査)
- 日程第 33 議案第 5 号 遠軽町の債権の管理に関する条例の一部改正について (総  
(付託案件) 務・文教常任委員会審査報告、会期中審査)
- 日程第 34 議案第 6 号 遠軽町町税等の滞納に対する制限措置に関する条例の一部  
(付託案件) 改正について (総務・文教常任委員会審査報告、会期中審査)
- 日程第 35 認定第 1 号 平成 21 年度遠軽町一般会計歳入歳出決算認定について  
(付託案件) (決算審査特別委員会審査報告、会期中審査)
- 日程第 36 認定第 2 号 平成 21 年度遠軽町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認  
(付託案件) 定について (決算審査特別委員会審査報告、会期中審査)
- 日程第 37 認定第 3 号 平成 21 年度遠軽町老人保健特別会計歳入歳出決算認定に  
(付託案件) ついて (決算審査特別委員会審査報告、会期中審査)
- 日程第 38 認定第 4 号 平成 21 年度遠軽町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算  
(付託案件) 認定について (決算審査特別委員会審査報告、会期中審査)
- 日程第 39 認定第 5 号 平成 21 年度遠軽町介護保険特別会計歳入歳出決算認定に  
(付託案件) ついて (決算審査特別委員会審査報告、会期中審査)
- 日程第 40 認定第 6 号 平成 21 年度遠軽町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算  
(付託案件) 認定について (決算審査特別委員会審査報告、会期中審査)
- 日程第 41 認定第 7 号 平成 21 年度遠軽町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算  
(付託案件) 認定について (決算審査特別委員会審査報告、会期中審査)
- 日程第 42 認定第 8 号 平成 21 年度遠軽町公共用地先行取得事業特別会計歳入歳  
(付託案件) 出決算認定について (決算審査特別委員会審査報告、会期

中審査)

- 日程第43 認定第9号 平成21年度遠軽町水道事業会計決算認定について  
(付託案件) (決算審査特別委員会審査報告、会期中審査)
- 日程第44 意見案第1号 道路の整備に関する意見書
- 日程第45 意見案第2号 「交通基本法」の理念に基づく鉄道分野への予算配分と政策推進を求める意見書
- 日程第46 意見案第3号 B型肝炎問題の早期全面解決を求める意見書
- 日程第47 常任委員会所管事務調査報告
- 日程第48 常任委員会及び議会運営委員会所管事務調査通知
-

## 平成 22 年第 4 回

### 遠軽町議会定例会会議録（第 1 号）

平成 22 年 9 月 21 日（火）午前 9 時 58 分開会

---

#### ◎本日の会議に付議した事件

- |        |          |  |
|--------|----------|--|
| 日程第 1  |          | 会議録署名議員の指名について                                       |
| 日程第 2  |          | 会期の決定について  |
| 日程第 3  |          | 町長の行政報告及び提出案件要旨説明                                    |
| 日程第 4  | 報告第 1 号  | 平成 21 年度遠軽町一般会計継続費精算報告書について                          |
| 日程第 5  | 報告第 2 号  | 平成 21 年度遠軽町健全化判断比率について                               |
| 日程第 6  | 報告第 3 号  | 平成 21 年度遠軽町資金不足比率について                                |
| 日程第 7  | 諮問第 1 号  | 人権擁護委員候補者の推薦について                                     |
| 日程第 8  | 同意第 1 号  | 教育委員会委員の任命について                                       |
| 日程第 9  | 議案第 1 号  | 表彰について   |
| 日程第 10 | 議案第 2 号  | 遠軽町過疎地域自立促進市町村計画を求めることについて                           |
| 日程第 11 | 議案第 3 号  | 遠軽町企業立地の促進による産業集積の形成及び活性化のための固定資産税の課税免除に関する条例の制定について |
| 日程第 12 | 議案第 4 号  | 遠軽町の歳入金の督促、延滞金徴収及び滞納処分に関する条例の制定について                  |
| 日程第 13 | 議案第 5 号  | 遠軽町の債権の管理に関する条例の一部改正について                             |
| 日程第 14 | 議案第 6 号  | 遠軽町町税等の滞納に対する制限措置に関する条例の一部改正について                     |
| 日程第 15 | 議案第 7 号  | 遠軽町安全安心まちづくり条例の一部改正について                              |
| 日程第 16 | 議案第 8 号  | 遠軽町立学校設置条例の一部改正について                                  |
| 日程第 17 | 議案第 9 号  | 遠軽町小作料協議会条例の廃止について                                   |
| 日程第 18 | 議案第 10 号 | 工事請負契約の締結について（平成 22・23 年度遠軽下水処理センター更新工事）             |
| 日程第 19 | 議案第 11 号 | 平成 22 年度遠軽町一般会計補正予算（第 4 号）                           |
| 日程第 20 | 議案第 12 号 | 平成 22 年度遠軽町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）                     |
| 日程第 21 | 議案第 13 号 | 平成 22 年度遠軽町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）                       |
| 日程第 22 | 認定第 1 号  | 平成 21 年度遠軽町一般会計歳入歳出決算認定について                          |

《平成 22 年 9 月 21 日》

- 日程第 23 認定第 2号 平成 21 年度遠軽町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 24 認定第 3号 平成 21 年度遠軽町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 25 認定第 4号 平成 21 年度遠軽町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 26 認定第 5号 平成 21 年度遠軽町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 27 認定第 6号 平成 21 年度遠軽町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 28 認定第 7号 平成 21 年度遠軽町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 29 認定第 8号 平成 21 年度遠軽町公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 30 認定第 9号 平成 21 年度遠軽町水道事業会計決算認定について
- 

◎出席議員（18名）

議長	18番	前田篤秀君	17番	浅水輝彦君
	1番	石田通行君	2番	今村則康君
	3番	清野嘉之君	4番	林照雄君
	5番	黒坂貴行君	6番	松田良一君
	7番	岩上孝義君	8番	山田和夫君
	9番	岩澤武征君	10番	杉本信一君
	11番	山谷敬二君	12番	高橋眞千子君
	13番	荒井範明君	14番	阿部君枝君
	15番	奥田稔君	16番	高橋義詔君

---

◎欠席議員（0名）

---

◎列席者

町長	佐々木修一君	教育委員会 委員長	富永史朗君
代表監査委員	秋保利勝君	農業委員会 会長	石丸政雄君

---

◎説明員

副町長	広井澄夫君	総務部長	高橋義久君
-----	-------	------	-------

《平成 22 年 9 月 21 日》

民生部長	磯貝勝幸君	経済部長	高嶋朝雄君
経済部技監	松井雅弘君	総務部参与	佐藤優君
滞納対策室長	藤江敏博君	総務課長	寒河江陽一君
情報管財課長	岩山靖彦君	企画課長	加藤俊之君
財政課長	太田守君	保健福祉課長	岡村宏君
住民生活課長	渡辺喜代則君	税務課長	鈴木光男君
保育課長	安江陽一郎君	農政林務課長	村本秀敏君
商工観光課長	大河原忠宏君	建設課長	中川原英明君
建設課参事	山本善宏君	会計管理者	松本妙子君
水道課参事	岸野博美君	生田原総合支所長	石川弘美君
丸瀬布総合支所長	工藤敏広君	白滝総合支所長	池田博利君
教育長	河原英男君	教育部長	橋本健一君
総務課長	松橋行雄君	社会教育課長	中村哲男君
社会体育課長	工藤重雄君	図書館長	佐川哲史君
総務課参事	藤本陽一君	監査委員事務局長	吉田博之君
農業委員会事務局長	森田英俊君	選挙管理委員会事務局長	吉田博之君

◎議会議務局職員出席者

事務局長	伯谷正明君	庶務・議事担当主任	小玉美紀子君
事務局主幹	伊藤雅彦君	庶務・議事担当主任	梶田淳一君

---

◎開会宣告

○議長（前田篤秀君） 本日をもって招集されました、平成22年第4回遠軽町議会定例会を開会いたします。

---

◎開議宣告

○議長（前田篤秀君） 直ちに、本日の会議を開きます。

---

◎諸般報告

○議長（前田篤秀君） 会議に先立ち、局長をして諸般の報告をいたします。

○議会事務局長（広井澄夫君） 御報告いたします。

ただいまの出席議員は、18人であります。

本日の列席者は、佐々木町長、富永教育委員長、秋保代表監査委員、石丸農業委員会会長であります。

次に、地方自治法第121条の規定による説明員、議会事務局からの出席者、監査委員の平成21年度分及び平成22年度分例月出納検査に対する監査結果、議長の執務、閉会中における各委員会等の活動状況につきましては、別紙印刷の上お手元に配付のとおりであります。

なお、説明員につきましては、案件により参事、主幹及び総合支所の課長等が入ることがありますので、御了承願います。

次に、本定例会の日程は、第31までとなっております。

なお、追加議案等が予定されておりますので、あらかじめ御連絡を申し上げておきます。

以上で報告を終わります。

---

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（前田篤秀君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員には、会議規則第118条の規定により、今村議員、高橋眞千子議員を指名いたします。

---

◎日程第2 会期の決定について

○議長（前田篤秀君） 日程第2 会期の決定についてを議題といたします。

本件について、議会運営委員長の報告を求めます。

高橋義詔議会運営委員長。

○16番（高橋義詔君） ー登壇ー

御報告いたします。

本日をもって招集されました平成22年第4回遠軽町議会定例会の会期につきましては、9月15日午後2時から議会運営委員会を開催し、審議の結果、本日から9月29日までの9日間と決定いたしました。

なお、9月23日及び9月25日から26日までの3日間は休日のため、また、9月27日から28日までの2日間は決算審査のため休会といたします。また、追加議案、意見書等につきましては、それぞれ調整の上、9月24日午後5時までに事務局へ提出されるようお願いいたします。

以上、御報告申し上げます。

○議長（前田篤秀君） お諮りいたします。

本定例会の会期は、議会運営委員長報告のとおり、本日から9月29日までの9日間といたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から9月29日までの9日間と決定いたしました。

---

### ◎日程第3 町長の行政報告及び提出案件の要旨説明

○議長（前田篤秀君） 日程第3 町長の行政報告及び提出案件要旨の説明を求めます。

佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） ー登壇ー

平成22年第4回遠軽町議会定例会の開会に当たり、議員の皆様には大変お忙しい中御参集をいただき、厚く御礼を申し上げます。

初めに、第3回遠軽町議会定例会以降における行政について御報告いたします。

口蹄疫対策についてであります。本年4月20日に宮崎県において確認された口蹄疫については、7月4日に確認された292例目を最後に発生が見られず、7月27日にすべての地域で移動・搬出制限が解除され、その後、県内すべての家畜の清浄性確認検査と家畜排せつ物処理が終了し、8月27日に終息宣言が出されました。しかしながら、近隣諸外国等では、依然として口蹄疫が断続的に発生しており、終息していない状況にあることから、日本国内に新たに侵入する危険性が減ったわけではありません。

本町においては、コスモスフェスタ等の本格的な観光イベントもあることから、北海道及びオホーツク総合振興局口蹄疫侵入防止対策本部で示されている方針でもある10月上旬まで、これまでどおりの口蹄疫侵入防止対策を継続していく必要があると考えております。このことから、地域や畜産農家での防疫措置の徹底や公共施設等の消毒マットの設置などについて、引き続き取り組んでまいります。

次に、8月9日、生田原旭野及び豊原地区で発生しました大雨による被害であります

《平成22年9月21日》

が、午後2時から午後4時にかけて総雨量57ミリメートルの局地的な大雨が降り、旭野一般廃棄物最終処分場地先の拓殖川の護岸の一部が損壊、また、町道豊原55号砂金沢線のJR踏切が冠水する被害が発生いたしました。幸い他の地域に被害はありませんでしたが、近年の異常気象等により、ごく狭い範囲に短時間で強い雨が降る局地的大雨や、数時間にわたって激しい雨が降り続く集中豪雨による河川のはんらんや道路の冠水など、本町でもこのような予測できない災害が起こる可能性もあり、今後においても緊急災害時における対応や体制整備の充実を図ってまいります。

なお、本議会に、これらの被害に対する工事請負費の補正予算を提出させていただきましたので、御理解をお願いいたします。

次に、道路環境の整備についてであります。旭川紋別自動車道と北海道横断自動車道とを相互に結ぶ遠軽北見道路は、オホーツク圏全体の地域発展のため早期完成が望まれております。このため、関係支庁と7月27日には北海道及び北海道開発局、7月29日には国土交通省に遠軽北見道路の早期完成について要望してまいりました。

次に、観光及び産業振興についてであります。7月17日には生田原福祉センター駐車場を会場に、第23回ヤマベまつりが開催され、天候に恵まれた中、町内外から大勢の方々が訪れ多彩なイベントを楽しんだところです。

7月31日、8月1日には、丸瀬布森林公園いこいの森を会場に、第28回まるせっぷ観光まつりが開催され、町民やキャンパーなど約1万3,000人が訪れイベントを楽しんだところです。初日の夜の花火大会は、電飾を施した北海道遺産雨宮21号のミッドナイトランとともに行われ、臨場感あふれる花火と雨宮21号の雄姿に訪れた観客は感動していました。また、2日目は、一時雨に見舞われましたが、親子で日曜大工を楽しむちびっ子トンカチ教室や、昆虫の生態に関するクイズわくわく昆虫クイズ、小枝クラフトなどのイベントを楽しんでいました。

8月21日、22日には、白滝駅前広場を会場に、第9回しらたき山遊の里まつりが開催され、町民等約3,000人が訪れイベントを楽しんだところです。初日は、じゃんけん大会、ジャガイモを転がして得点的をねらうポテリングゲームや盆踊りが行われ、夜には約1,000発の花火が夜空を彩り、訪れた観客を魅了していました。また、2日目は、地元バンドによる演奏やヒップホップダンス、遠軽町唯一のよさこいソーランチーム祭援隊しらたきの踊りで祭りを盛り上げ、祭り最大のイベントである約4トンのトラクター引き競技では、観客からも熱気あふれる声援が送られたところです。

ことは、各イベントとも来場者が昨年に比べ3割から5割程度増加し、観光並びに地域の活性化につながったところです。これも、旭川紋別自動車道の丸瀬布インターチェンジまでの全線開通、高速道路の無料化社会実験による影響と推測しているところであります。今後ともこの相乗効果が続くことを期待しているところです。

8月28日には、湧別川河川緑地せせらぎ広場を会場に、コスモス開花宣言花火大会が開催されたところであります。町内外から会場を訪れた約1万2,500人の観客と

《平成22年9月21日》

もに、夜空を彩る大輪の花火を堪能したところです。

また、コスモスの生育状況ですが、本年は播種後、順調に発芽したものの、天候不順が続き生育を心配したところですが、7月以降、植物にはほどよい気候が続いたことから、コスモスフェスタ開幕初日の28日には、混合コスモスが8分咲き、黄花コスモスが満開の状況となっています。コスモスにつきましては、まだまだ見ごろでございますので、たくさんの皆様においでいただくことを期待しているところです。

次に、学校関係であります、遠軽小学校の移転に伴う旧遠軽郁凌高等学校校舎の改修工事が完了し、夏休み明けの2学期から新校舎において授業を開始したことであり、校舎には1年半ぶりに子供たちの活気づく明るい声が戻りました。今後は、給食施設の設置など、よりよい快適な学習環境の整備に努めてまいります。

次に、支湧別小学校の閉校についてであります、本年3月の支湧別小学校PTA総会におきまして、平成23年3月末をもって閉校したい旨の決議がなされ、教育委員会に対して報告があったところであり、支湧別小学校は、大正4年に遠軽尋常小学校附属支湧別特別教授所として、開校以来95年の歴史を刻んでまいりましたが、地域人口の減少に伴い児童数も減少を続け、本年度は地元の児童2名という状況にあります。

平成4年からは、地域が一体となって山村留学に取り組み、これまでに60名近くの児童を受け入れるなど、地域の活性化に取り組んでまいりましたが、今後も増加が見込まれないことから、地域として苦渋の決断をしたものと推察しているところです。

本年6月に閉校事業協賛会が設立され、7月に町に対して閉校事業に係る支援要請があったところであり、これらを受け、本議会に閉校に係る関係条例の改正並びに補正予算を提出させていただきましたので、御理解をお願いいたします。

次に、本議会に提出いたしました議案の大要について御説明申し上げます。

報告第1号平成21年度遠軽町一般会計継続費精算報告書につきましては、トウウンナイ川支流土砂流出対策事業の継続費の精算でありまして、地方自治法施行令第145条第2項の規定により議会に報告するものです。

報告第2号平成21年度遠軽町健全化判断比率につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、平成21年度決算に基づき、監査委員の意見をつけて議会に報告するものです。

報告第3号平成21年度遠軽町資金不足比率につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、平成21年度決算に基づき、監査委員の意見をつけて議会に報告するものです。

諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦につきましては、現委員であります青野賢二氏が平成22年12月31日をもって任期満了となりますので、後任委員の候補者として引き続き推薦いたしたく議会の意見を求めるものです。

同意第1号教育委員会委員の任命につきましては、現委員であります横田昌弘氏が平成22年11月8日をもって任期満了となりますので、後任委員として引き続き任命いたし

《平成22年9月21日》

たく議会の同意を求めるものです。

議案第1号表彰につきましては、遠軽町表彰条例に該当いたします対象者の表彰につきまして、議会の議決を求めるものです。

議案第2号遠軽町過疎地域自立促進市町村計画を定めることにつきましては、遠軽町過疎地域自立促進市町村計画を定めたいので、過疎地域自立促進特別措置法第6条第1項の規定により議会の議決を求めるものです。

議案第3号遠軽町企業立地の促進による産業集積の形成及び活性化のための固定資産税の課税免除に関する条例の制定につきましては、固定資産税の課税免除により企業立地を促進し、産業集積の形成及び活性化を図るため条例を制定するものです。

議案第4号遠軽町の歳入金の督促、延滞金徴収及び滞納処分に関する条例の制定につきましては、地方自治法に規定する滞納処分を行える町の歳入金について、関係条例と整合を図るとともに、滞納処分の手続等を規定するため条例を制定するものです。

議案第5号遠軽町の債権の管理に関する条例の一部改正及び議案第6号遠軽町町税等の滞納に対する制限措置に関する条例の一部改正につきましては、遠軽町の歳入金の督促、延滞金徴収及び滞納処分に関する条例との整合を図るため、条例の一部を改正するものです。

議案第7号遠軽町安全安心まちづくり条例の一部改正につきましては、関係行政機関等と連携し、犯罪被害者等が安心して生活できるよう支援するため、条例の一部を改正するものです。

議案第8号遠軽町立学校設置条例の一部改正につきましては、平成23年3月31日をもって遠軽町立支湧別小学校を廃止することに伴い、条例の一部改正するものです。

議案第9号遠軽町小作料協議会条例の廃止につきましては、農地法等の一部を改正する法律の施行に伴い、条例を廃止するものです。

議案第10号工事請負契約の締結につきましては、平成22、23年度遠軽下水処理センター更新工事請負契約締結について、議会の議決を求めるものです。

次に、議案第11号平成22年度遠軽町一般会計補正予算（第4号）の主なものについて御説明いたします。

歳出につきましては、地上デジタル放送難視聴地区の、若松、野上、生田原伊吹、岩戸及び清里地区の共同受信施設整備に係る調査等の経費、社名淵地区における地上デジタル放送の無線方式による共同受信施設整備工事、障害者自立支援給付等の精算に伴う税外過誤納還付金、東保育所屋根改修工事、西保育所暖房設備改修工事、緊急雇用創出事業に係る経費、若咲内地区農地保全対策工事、遠軽農林水産物直売・食材供給施設給湯管改修工事等に係る経費、道が創設したエゾシカ緊急対策事業を活用した有害鳥獣駆除に関する経費、遠軽町立支湧別小学校閉校事業に係る補助金、吹奏楽コンクール出場等に係る学校行事負担金、8月9日の局地的大雨被害による拓殖川復旧工事等に係る経費を計上したところです。

《平成22年9月21日》

歳入については、地方交付税、国庫支出金、道支出金、寄附金、繰越金等を補正し、寄附金については、寄附者の御意志に添いまして目的の基金に積み立てをするものです。

議案第12号平成22年度遠軽町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきましては、特定健康診査未受診者の調査、対策等に係る経費を計上したところです。

議案第13号平成22年度遠軽町介護保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、介護給付費負担金等の返還金を計上したところです。

認定第1号から認定第9号までにつきましては、平成21年度遠軽町一般会計各特別会計及び水道事業会計の決算でありまして、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものです。

以上が、本議会に提出しました議案の大要であります。御審議を願う議案につきましては、その都度、担当部課長から詳細に御説明いたしますので、御協賛賜りますようお願い申し上げます。

なお、新聞報道等により御承知のとおり、日本ジオパーク委員会に申請しておりました本町のジオパークが、9月14日に日本ジオパークの認定を受けました。この認定は、本町の黒曜石や遺跡のみならず、豊かな自然環境と文化などの地域資源や関係する皆様との連携による取り組みが高く評価されたものであり、大変喜ばしく思っております。

今後は、住民の皆様はもとより、関係団体や関係機関の皆様とさらに連携を図りながら、地域の活性化に向けた取り組みを推進してまいりたいと考えておりますので、御理解と御協力をお願いいたします。

以上で、第4回遠軽町議会定例会の行政報告と提出案件の要旨の説明を終わらせていただきます。

---

#### ◎日程第4 報告第1号

○議長（前田篤秀君） 日程第4 報告第1号平成21年度遠軽町一般会計継続費精算報告書についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

太田財政課長。

○財政課長（太田 守君） 報告第1号平成21年度遠軽町一般会計継続費精算報告書についてを御説明いたします。

平成21年度遠軽町一般会計継続費精算報告書につきまして、地方自治法施行令第145条第2項の規定に基づき、別紙のとおり報告するものであります。

次のページをお開き願います。

平成21年度遠軽町一般会計継続費精算報告書について御説明いたします。

平成20、21年度の2カ年継続事業として実施しましたトーウンナイ川支流土砂流出対策事業（平成20年度）につきましては、全体計画、年割計1億2,044万5,000円に対し、実績支出済額計1億905万円であります。工事延長239.5メートル、落

《平成22年9月21日》

差工5基、横断管渠工1基、床固め工1カ所の事業実施であります。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

以上で、報告第1号平成21年度遠軽町一般会計継続費精算報告書についてを終わります。

---

#### ◎日程第5 報告第2号及び日程第6号 報告第3号

○議長（前田篤秀君） 日程第5 報告第2号平成21年度遠軽町健全化判断比率について、日程第6 報告第3号平成21年度遠軽町資金不足比率についてを一括して議題といたします。

上程の順により、提出者の説明を求めます。

太田財政課長。

○財政課長（太田 守君） 報告第2号平成21年度遠軽町健全化判断比率についてを御説明いたします。

平成21年度遠軽町健全化判断比率につきまして、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づき報告するものであります。

実質赤字比率につきましては、実質赤字がございません。なお、本町の実質赤字比率に係る早期健全化基準は13.35%、財政再生基準は20%であります。

次に、連結実質赤字比率につきましては、実質赤字がございません。なお、本町の連結実質赤字比率に係る早期健全化基準は18.35%、財政再生基準は40%であります。

次に、実質公債費比率につきましては19.3%であります。なお、本町の実質公債費比率に係る早期健全化基準は25%、財政再生基準は35%であります。

次に、将来負担比率につきましては133.4%であります。なお、本町の将来負担比率に係る早期健全化基準は350%であります。

次に、赤番12、平成21年度遠軽町健全化判断比率審査意見書につきましては、御参照いただきたいと思います。

続きまして、報告第3号平成21年度遠軽町資金不足比率についてを御説明いたします。

平成21年度遠軽町資金不足比率につきまして、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定に基づき報告するものであります。

簡易水道事業特別会計につきましては、資金不足はございません。なお、本町の経営健全化基準は20%であります。公共下水道事業特別会計につきましては、資金不足はございません。なお、本町の経営健全化基準は20%であります。水道事業会計につきましては、資金不足はございません。なお、本町の経営健全化基準は20%であります。

《平成22年9月21日》

次に、赤番 1 2、平成 2 1 年度遠軽町特別会計資金不足比率審査意見書及び赤番 1 4、平成 2 1 年度遠軽町水道事業会計資金不足比率審査意見書につきましては、御参照いただきたいと存じます。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、一括上程いたしました報告 2 件の質疑を行います。

質疑は、各案件ごとに行います。

これより、報告第 2 号平成 2 1 年度遠軽町健全化判断比率についての質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

以上で、報告第 2 号平成 2 1 年度遠軽町健全化判断比率についてを終わります。

次に、報告第 3 号平成 2 1 年度遠軽町資金不足比率についての質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

以上で、報告第 3 号平成 2 1 年度遠軽町資金不足比率についてを終わります。

---

#### ◎日程第 7 諮問第 1 号

○議長（前田篤秀君） 日程第 7 諮問第 1 号人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） 諮問第 1 号人権擁護委員候補者の推薦について御説明いたします。

人権擁護委員青野賢二氏が、平成 2 2 年 1 2 月 3 1 日をもって任期満了となるため、後任の候補者を推薦いたしたく、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

住所、遠軽町生田原 3 4 6 番地 1 1、氏名、青野賢二、生年月日、昭和 2 0 年 6 月 1 2 日であります。

青野賢二氏は、人権、識見ともに高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある方でありますので、人権擁護委員候補者として推薦いたしたく議会の意見を求めるものであります。

なお、御本人の略歴につきましては、別紙の参考資料を御参照いただきたいと思います。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

《平成 2 2 年 9 月 2 1 日》

これより、諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦についてを採決いたします。  
本案は、討論を省略して原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

---

#### ◎日程第8 同意第1号

○議長(前田篤秀君) 日程第8 同意第1号教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

佐々木町長。

○町長(佐々木修一君) 同意第1号教育委員会委員の任命について御説明いたします。

教育委員会委員横田昌弘氏が、平成22年11月8日をもって任期満了となるため、後任の委員を任命したく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

住所、遠軽町白滝975番地6、氏名、横田昌弘、生年月日、昭和34年3月25日であります。

横田昌弘氏は、人格高潔で教育に関して識見を有する方でありますので、教育委員会委員としまして任命いたしたく、議会の同意を求めるものであります。

なお、御本人の略歴につきましては、別紙の参考資料を御参照いただきたいと思います。

以上で説明を終わります。

○議長(前田篤秀君) これより、質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、同意第1号教育委員会委員の任命についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

---

#### ◎日程第9 議案第1号

○議長(前田篤秀君) 日程第9 議案第1号表彰についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

寒河江総務課長。

《平成22年9月21日》

○総務課長（寒河江陽一君） 議案第1号表彰について御説明いたします。

遠軽町表彰条例第2条の規定により、別紙のとおり表彰したく議会の議決を求めるものであります。

次のページ、別紙をお開き願います。

1としまして、表彰条例第2条第1号アに該当いたします自治功労でありまして、12年以上遠軽町長として在職されました、遠軽町宮前町2番地2、北川健司様。

2としまして、表彰条例第2条第1号エに該当いたします自治功労でありまして、12年以上遠軽町選挙管理委員会委員として在職されています、遠軽町旧白滝340番地、兒玉富雄様。

3としまして、表彰条例第2条第1号オに該当いたします自治功労でありまして、20年以上遠軽町国民健康保険運営協議会委員として在職されました、遠軽町南町3丁目2番地236、中川幸子様。同じく、20年以上遠軽町交通安全指導員として在職されています、遠軽町西町3丁目5番地119、畑山厚子様。

4としまして、表彰条例第2条第3号ウに該当いたします社会功労でありまして、遠軽町2条通南1丁目2番地13、阿部正人様から、太陽の丘えんがる公園に木製太鼓橋1基を御寄附いただいたものであります。

5としまして、表彰条例第2条第3号エに該当いたします社会功労でありまして、遠軽町大通南1丁目1番地15、遠軽信用金庫様から、教育振興資金といたしまして500万円の御寄附をいただいたものであります。

6としまして、表彰条例第2条第4号アに該当いたします消防功労でありまして、20年以上遠軽町消防団員として勤続されています、遠軽町寿町2番地67、秋葉公一様、遠軽町丸瀬布東町226番地、伊藤友彦様、遠軽町丸瀬布水谷町64番地、前田智行様であります。

以上、9件の個人、法人につきまして、遠軽町表彰条例に基づき表彰したく提案するものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第1号表彰についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

## ◎日程第10 議案第2号

○議長（前田篤秀君） 日程第10 議案第2号遠軽町過疎地域自立促進市町村計画を定めることについてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤企画課長。

○企画課長（加藤俊之君） 議案第2号遠軽町過疎地域自立促進市町村計画を定めることについて、御説明いたします。

資料にあります赤番4番をお出し願いたいと思います。

過疎地域自立促進特別措置法第6条第1項の規定により、遠軽町過疎地域自立促進市町村計画を別紙のとおり定めることについて、議会の議決を求めるものであります。

過疎地域対策につきましては、昭和45年に過疎地域対策緊急措置法が10年間の時限立法として制定されて以来、過疎地域自立促進特別措置法に至るまで、これまで約40年にわたり特別措置が講じられてきました。しかし、過疎地域におきましては、人口の減少に歯どめがかからず、基幹産業である農林水産業の低迷、身近な生活交通の不足、地域医療の危機、高齢化が進む集落の機能低下など、依然として厳しい状況にあることから、平成22年4月に過疎地域自立促進特別措置法の執行期限を平成27年度まで6年間延長するとともに、過疎地域の指定要件の追加、過疎対策事業債の拡充を内容とする一部改正が施行されたところであります。

この遠軽町過疎地域自立促進市町村計画につきましては、過疎地域自立促進特別措置法第5条の規定によります北海道過疎地域自立促進方針に基づき、同法第6条第1項により、当該市町村の議会の議決を経て定めることができるものであります。

さらに、この場合におきまして、同法第6条第4項の規定により、あらかじめ都道府県に協議しなければならないという規定になっております。このため、平成22年度から平成27年度までの6年間の遠軽町過疎地域自立促進市町村計画を定めたいので、同法第6条第1項の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

なお、平成22年8月30日付におきまして、北海道との協議については整っておりますので御報告申し上げたいと思います。また、この計画に登載していない事業につきましては、過疎対策事業債の借入れができないというものであり、実施段階では極めて重要な計画であります。

それでは、赤番4、遠軽町過疎地域自立促進市町村計画につきまして御説明申し上げたいと思います。

表紙の裏、目次をお開き願いたいと思います。

このページに記載しております事項につきましては、同法第6条第2項に市町村計画に定める事項として規定されているものでございます。

次の1ページから44ページまでに、各事項につきまして現況と問題点を分析検討し、その対策について記載しているところでございます。

《平成22年9月21日》

1の基本的な事項につきましては、1ページから11ページまで、遠軽町の概況、人口及び産業の推移と動向、行財政の状況、地域の自立促進の基本方針、計画期間について記載しているところでございます。

続きまして、12ページをお開き願いたいと思います。

2の産業の振興につきましては、農業、林業、地場産業、企業誘致、商業、観光またはレクリエーションの現況と問題点、その対策を16ページまで記載しております。具体的な事業計画といたしまして、事業名、事業内容、事業主体につきましては、17ページ、18ページに記載しているところでございます。

なお、他の項目につきましても同様ですけれども、ここに掲載されております事業につきましては、あくまでも現段階で想定される事業でありまして、必ずしも実施されない場合がありますので、あらかじめ御理解をお願いしたいと思います。

続きまして、19ページをお開き願いたいと思います。

3番目の交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進につきましては、道路の整備、交通確保対策、通信施設、地域間交流の現況と問題点、その対策を記載してまいります。具体的な事業計画といたしまして、事業名、事業内容、事業主体を21ページから25ページまで記載しているところでございます。

続きまして、26ページをお開き願いたいと思います。

4番目の生活環境の整備につきましては、上水道、下水道、廃棄物処理施設、消防施設及び救急体制、公営住宅等の現況と問題点、その対策につきまして27ページまで記載しているところでございます。具体的な事業計画として、事業名、事業内容、事業主体を28ページから29ページまで記載しているところでございます。

次に、30ページをお開き願いたいと思います。

5番目の高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進につきましては、高齢者等の保健、福祉、児童福祉等の現況と問題点、その対策を記載しているところでございます。具体的な事業計画といたしまして、事業名、事業内容、事業主体を32ページに記載しているところでございます。

続きまして、33ページをお開き願いたいと思います。

6番目の医療の確保につきましては、地域医療に対する課題とその対策につきまして記載しているところでございます。具体的な事業計画といたしまして、事業名、事業内容、事業主体を34ページに記載しているところでございます。

次に、35ページをお開き願いたいと思います。

7番目の教育の振興につきましては、学校教育、社会教育の現況とその問題点、その対策につきまして36ページまで記載しているところでございます。具体的な事業計画と事業名、事業内容、事業主体につきましては、38ページ、39ページに記載しているところでございます。

次に、40ページをお開き願いたいと思います。

8番目の地域文化の振興につきましては、芸術・文化活動、文化遺産の現況と問題点、その対策を記載しているところでございます。具体的事業計画といたしまして、事業名、事業内容、事業主体を42ページに記載しているところでございます。

続きまして、43ページをお開き願いたいと思います。

9番目の集落の整備につきましては、地域社会におけます日常生活や生産活動、コミュニティ活動などを営む上での重要な機能を有している集落を維持するための集落再編を促進し、コミュニティ活動の育成・支援を図ることとしてございます。

次の44ページにつきましては、10のその他地域の自立に関し必要な事項につきましては、地域の活性化や魅力ある個性的なまちづくりを進める施策といたしまして、定住化促進住宅を整備するなどとしております。具体的な事業計画といたしまして、事業名、事業内容、事業主体を45ページに記載しているところでございます。

なお、参考資料といたしまして、計画書に記載されております事業につきまして、1ページから7ページまで年度ごとの概算事業費を、8ページにつきましては平成22年度におけます概算事業を計画しておりますので、御参照願いたいと思います。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（前田篤秀君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第2号遠軽町過疎地域自立促進市町村計画を定めることについてを採決いたします。

本案は、討論を省略して原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### ◎日程第11 議案第3号

○議長（前田篤秀君） 日程第11 議案第3号遠軽町企業立地の促進による産業集積の形成及び活性化のための固定資産税の課税免除に関する条例の制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤企画課長。

○企画課長（加藤俊之君） 議案第3号遠軽町企業立地の促進による産業集積の形成及び活性化のための固定資産税の課税免除に関する条例の制定につきまして御説明申し上げます。

遠軽町企業立地の促進による産業集積の形成及び活性化のための固定資産税の課税免除

《平成22年9月21日》

に関する条例を別紙のとおり制定するものでございます。

オホーツク遠紋地域産業活性化協議会で策定いたしました基本計画において定められた集積区域において、指定集積業種に属する事業のための施設を設置したものにつきまして、地方税法の規定により固定資産税の課税免除について、必要な事項を定めるための条例の制定でございます。

このオホーツク遠紋地域産業活性化協議会につきましては、遠紋地区1市6町1村と商工会議所、商工会など22の団体で構成されておりまして、地域が連携して企業誘致政策を展開する組織であり、ことし4月に設立されたものでございます。会長につきましては、紋別市長がなっております。

別紙をお開き願いたいと思います。

まず、第1条、趣旨ですけれども、法に基づきまして計画書に定められた区域におきまして、指定集積業種に属する事業のための施設を設置した者について、地方税法の規定により固定資産税の課税免除のための必要な事項を定めることができる規定でございます。

続きまして、第2条、課税免除ですけれども、法に基づきまして企業立地計画の承認を受けた事業者が、同計画に従いまして一定の要件を満たす土地、建物を取得した場合において、新たに固定資産税を課せられることになった年度から3年度分の固定資産税に限り免除する規定でございます。

第3条、適用除外ですけれども、遠軽町過疎地域対策のための固定資産税や課税免除に関する条例により、固定資産税の課税免除を受けた場合につきましては、この条例の規定は適応しないとする規定でございます。

第4条、課税免除の申請でございますけれども、課税免除を受けようとする者につきましては、受けようとする年の1月31日までに申請書を提出しなければならないとする規定でございます。

続きまして、第5条、課税免除の取り消しですけれども、第2条の規定によりまして、課税免除を受けた者が要件を欠くことが明らかになった場合ですとか、虚偽の申請、その他不正な行為があった場合につきましては、課税免除を取り消すことができるという規定でございます。

第6条、委任ですけれども、必要な事項は規則で定めることができる規定でございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するということでございます。

なお、参考資料といたしまして、規則を添付してございますので御参照願いたいと思います。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（前田篤秀君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

《平成22年9月21日》

これをもって、質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第3号遠軽町企業立地の促進による産業集積の形成及び活性化のための固定資産税の課税免除に関する条例の制定については、なお審査の必要があると思われますので、総務・文教常任委員会に付託し、閉会中の審査といたします。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は総務・文教常任委員会に付託し、閉会中の審査とすることに決定いたしました。

---

#### ◎日程第12 議案第4号から日程第14 議案第6号

○議長(前田篤秀君) 日程第12 議案第4号遠軽町の歳入金の督促、延滞金徴収及び滞納処分に関する条例の制定について、日程第13 議案第5号遠軽町の債権の管理に関する条例の一部改正について、日程第14 議案第6号遠軽町町税等の滞納に対する制限措置に関する条例の一部改正について、以上、3件は関連がありますので一括議題といたします。

上程の順より、提出者の説明を求めます。

藤江滞納対策室長。

○滞納対策室長(藤江敏博君) 議案第4号遠軽町の歳入金の督促、延滞金徴収及び滞納処分に関する条例の制定につきまして御説明いたします。

この条例は、地方自治法に規定する滞納処分を行える町の歳入金について、関係条例と整合を図るとともに滞納処分の手続等を規定するため制定するものであります。

それでは、次のページ、別紙をお開き願います。

この条例は、現行条例、遠軽町督促手数料及び延滞金徴収条例の改正が広範囲にわたり複雑になるため、全部改正条例の手法をもって改正するものであります。

現行の条例には、地方自治法に規定されている町の歳入金に対する督促手数料及び延滞金に対する徴収規定しかなく、同法に規定されている滞納処分が行える歳入金についての規定がないため、改正条例には法律上、地方税の滞納処分の例により処分が行える歳入金を明文化し、遠軽町の債権の管理に関する条例、遠軽町町税等の滞納に対する制限措置に関する条例及び単独の歳入金が規定されている各条例との整合を図り改正するものであります。

それでは、本文に入らせていただきます。

遠軽町の歳入金の督促、延滞金徴収及び滞納処分に関する条例。

現行条例、遠軽町督促手数料及び延滞金徴収条例の題名を、遠軽町の歳入金の督促、延滞金徴収及び滞納処分に関する条例に改めるものであります。

《平成22年9月21日》

題名の次に、全部改正時における制定分としまして、遠軽町督促手数料及び延滞金徴収条例（平成17年遠軽町条例第66号）の全部を改正するを付すものであります。

第1条は、趣旨規定でありまして、法令または他の条例等に定めがある場合を除き、本条例によることを規定するものであります。

第2条は、定義規定でありまして、町の歳入金及び滞納処分等執行職員についての用語の意義を規定するものであります。

第3条は、督促を規定するものでありまして、納期限後の督促、督促状を発布してからの納期、督促状の作成手続等を規定するものであります。

第4条は、督促手数料の徴収を規定するものでありまして、督促手数料100円を徴収することを規定するものであります。また、やむを得ない理由により徴収しないことができる旨のただし書きを規定するものであります。

第5条は、延滞金の徴収を規定するものでありまして、延滞金の年率、端数処理、うるう年の年率を規定するものであります。

第6条は、延滞金の減免を規定するものでありまして、特に必要があると認めるときに延滞金を減額、または免除することができる旨を規定するものであります。

第7条は、滞納処分等を規定するものでありまして、法律上、地方税の滞納処分の例により処分できる町の歳入金について、処分に着手する旨を規定するものであります。

第8条は、読みかえ規定でありまして、地方公営企業に係る歳入金について、町長を管理者と読みかえる規定であります。

第9条は、委任規定でありまして、規則への委任を規定するものであります。

附則第1項は、施行期日を規定するものでありまして、この条例は公布の日から施行する。

附則第2項は、経過措置を規定するものでありまして、合併前の4町村の類似条例における督促手数料及び延滞金についての経過措置を規定するものであります。

附則第3項につきましても、経過措置を規定するものでありまして、改正前の条例において行われました処分、手続、その他の行為についての経過措置を規定するものであります。

附則第4項は、延滞金の割合等の特例を規定するものでありまして、地方税の延滞金の例により年率を当分の間、特例基準割合とすることを規定するものであります。

以上で説明を終わります。

続きまして、議案第5号遠軽町の債権の管理に関する条例の一部を改正する条例につきまして御説明いたします。

この条例は、遠軽町の歳入金の督促、延滞金徴収及び滞納処分に関する条例との整合を図るため、別紙のとおり改正するものであります。

それでは、次のページ、別紙をお開き願います。

遠軽町の債権の管理に関する条例の一部を改正する条例。

《平成22年9月21日》

別紙の内容を省略いたしまして、次のページ、参考資料、新旧対照表によりまして御説明いたします。

第7条は、現行条文第7条第2項に、今回提案しています遠軽町の歳入金の督促、延滞金徴収及び滞納処分に関する条例に同様の規定があり、重複することから削るものであります。

第17条は、現行条文第17条を1条繰り下げ、地方公営企業に係る債権について、町長を管理者と読みかえる読みかえ規定を加えるものであります。

第18条は、新たに第17条として読みかえ規定を加えたことによる条文の移動であります。

以上で参考資料の説明を終わり、別紙に戻りまして、附則としてこの条例は公布の日から施行する。

以上で説明を終わります。

続きまして、議案第6号遠軽町町税等の滞納に対する制限措置に関する条例の一部を改正する条例につきまして御説明をいたします。

この条例は、遠軽町の歳入金の督促、延滞金徴収及び滞納処分に関する条例との整合を図るため、別紙のとおり改正するものであります。

それでは、次のページ、別紙をお開き願います。

遠軽町町税等の滞納に対する制限措置に関する条例の一部を改正する条例。

別紙の内容を省略いたしまして、次のページ、参考資料、新旧対照表によりまして御説明をいたします。

第2条第5号は、徴収職員の用語の意義を関係条例と整合を図るため、文言を整理するものであります。

第6条の見出しから督促及びを削り、条文中に遠軽町の歳入金の督促、延滞金徴収及び滞納処分に関する条例名を加えるとともに、関係条例と整合を図るため文言を整理するものであります。

第17条は、現行条文第17条を1条繰り下げ、地方公営企業に係る町税等について、町長を管理者と読みかえる読みかえ規定を加えるものであります。

第18条は、新たに第17条として読みかえ規定を加えたことによる条文の移動であります。

別表第1は、第2条第1号に規定する町税等の用語の意義について、道路占用料、土地改良事業分担金等及び特別徴収金及び水道管布設工事等の分担金を加え、関係条例と整合を図るものであります。

別表第2は、第3条に規定する行政サービス等に住宅用太陽光発電システム設置費補助事業、ペレットストーブ購入費補助事業、高齢者等住宅設備改造支援費支給事業及び住宅用太陽光システムモニター事業の4事業を加えるとともに、水洗便所改造等資金利子補給の名称を改めるものであります。

《平成22年9月21日》

以上で参考資料の説明を終わりました、別紙に戻りまして、附則としてこの条例は公布の日から施行する。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（前田篤秀君） これより、一括上程いたしました議案3件の質疑を行います。質疑は、各案件ごとに行います。

これより、議案第4号遠軽町の歳入金の督促、延滞金徴収及び滞納処分に関する条例の制定についての質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第4号の質疑を終わります。

次に、議案第5号遠軽町の債権の管理に関する条例の一部改正についての質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第5号の質疑を終わります。

次に、議案第6号遠軽町町税等の滞納に対する制限措置に関する条例の一部改正についての質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第6号の質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第4号遠軽町の歳入金の督促、延滞金徴収及び滞納処分に関する条例の制定について、議案第5号遠軽町の債権の管理に関する条例の一部改正について、議案第6号遠軽町町税等の滞納に対する制限措置に関する条例の一部改正については、なお審査の必要があると思われまますので、総務・文教常任委員会に付託し、会期中の審査といたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は総務・文教常任委員会に付託し、会期中の審査とすることに決定いたしました。

---

#### ◎日程第15 議案第7号

○議長（前田篤秀君） 日程第15 議案第7号遠軽町安全安心まちづくり条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

渡辺住民生活課長。

○住民生活課長（渡辺喜代則君） 議案第7号遠軽町安全安心まちづくり条例の一部改正につきまして御説明いたします。

今回の提案理由は、関係行政機関等と連携し、事件、事故などによるさまざまな犯罪被害者等が安心して生活ができるよう支援することを目的とするものであります。

別紙をお開き願います。

遠軽町安全安心まちづくり条例の一部を改正する条例。

遠軽町安全安心まちづくり条例の一部を次のように改正する。

別紙の内容を省略いたしまして、次のページの参考資料、新旧対照表によりまして御説明いたします。

第2条第1項第3号の次に新たに第4号として、犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）第2条第2項に規定する犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族を言うを定義に追加するものであります。

第10条を第11条とし、第9条を第10条とし、第8条の次に次の1条を加える。

犯罪被害者等に関する安全安心対策、第9条第1項、町は犯罪被害者等が日常生活または社会生活を円滑に営むことができるようにするため、関係行政機関及び犯罪被害者等を支援する団体と連携し、犯罪被害者等からの相談に応じるとともに、必要な情報の提供に努めるものとする。

第2項、町民は、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穩を害することのないように十分配慮するとともに、町及び関係機関が行う支援のための施策を理解し、これに協力するよう努めるものとする。

以上で、参考資料の説明を終わります。

別紙に戻りまして、附則として、この条例は交付の日から施行する。

以上で、説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第7号遠軽町安全安心まちづくり条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

11時15分まで暫時休憩いたします。

午前11時02分 休憩

《平成22年9月21日》

---

午前11時14分 再開

○議長（前田篤秀君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

---

◎日程第16 議案第8号

○議長（前田篤秀君） 日程第16 議案第8号遠軽町立学校設置条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

寒河江総務課長。

○総務課長（寒河江陽一君） 議案第8号遠軽町立学校設置条例の一部改正につきまして御説明いたします。

平成23年3月31日をもって遠軽町立支湧別小学校を廃止することに伴い、本条例の一部を改正するものであります。

別紙をお開き願います。

遠軽町立学校設置条例の一部を改正する条例。

遠軽町立学校設置条例の一部を次のように改正する。

別紙の内容を省略いたしまして、次のページ、参考資料、新旧対照表により御説明いたします。

別表第1中、現行の名称を遠軽町立支湧別小学校、位置、遠軽町白滝上支湧別235番地を削るものであります。

別紙に戻りまして、附則として、この条例は平成23年4月1日から施行する。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第8号遠軽町立学校設置条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第17 議案第9号

○議長（前田篤秀君） 日程第17 議案第9号遠軽町小作料協議会条例の廃止についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

《平成22年9月21日》

寒河江総務課長。

○総務課長（寒河江陽一君） 議案第9号遠軽町小作料協議会条例の廃止につきまして御説明いたします。

農地法等の一部を改正する法律の施行に伴い、本条例を廃止するものであります。

別紙をお開き願います。

遠軽町小作料協議会条例を廃止する条例。

遠軽町小作料協議会条例は廃止する。

附則として、この条例は公布の日から施行する。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第9号遠軽町小作料協議会条例の廃止についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第18 議案第10号

○議長（前田篤秀君） 日程第18 議案第10号工事請負契約の締結について（平成22・23年度遠軽下水処理センター更新工事）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

岩山情報管財課長。

○情報管財課長（岩山靖彦君） 議案第10号工事請負契約の締結について御説明いたします。

遠軽町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、工事請負契約を締結したく議会の議決を求めるものであります。

1、契約の目的は、平成22・23年度遠軽下水処理センター更新工事であります。

2、契約の方法は、指名競争入札でありまして、3、契約金額2億3,152万5,000円であります。

契約の相手方は、渡辺・日新・茶木経常建設共同企業体、代表者、紋別郡湧別町中湧別南町929番地の1、株式会社渡辺組、代表取締役渡辺博行。構成員、紋別郡遠軽町2条通北4丁目1番地9、日新工業株式会社、代表取締役遠藤利秀、同じく構成員、紋別郡遠軽町1条通南1丁目8番地13、茶木建設株式会社、代表取締役茶木義尚であります。

この工事につきましては、9月6日、株式会社管野組ほか4社により指名競争入札を行

《平成22年9月21日》

い、渡辺・日新・茶木経常建設共同企業体が2億3,152万5,000円で落札しております。

入札の執行につきましては、さきに配付してあります建設工事等発注状況の一覧表、3枚目の表になります55番に記載をしてございますので御参照願います。

なお、渡辺・日新・茶木経常建設共同企業体とは、同日、仮契約を締結しております。工期につきましては、議決後、工事請負契約の締結をし、着工の上、平成23年12月20日の完成を予定しているところであります。

以上で、議案の説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第10号工事請負契約の締結について（平成22・23年度遠軽下水処理センター更新工事）を採決いたします。

本案は、討論を省略して原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第19 議案第11号から日程第21 議案第13号

○議長（前田篤秀君） 日程第19 議案第11号平成22年度遠軽町一般会計補正予算（第4号）、日程第20 議案第12号平成22年度遠軽町国民健康保健特別会計補正予算（第2号）、日程第21 議案第13号平成22年度遠軽町介護保険特別会計補正予算（第1号）、以上3件は関連がありますので一括議題といたします。

上程の順より、提出者の説明を求めます。

太田財政課長。

○財政課長（太田 守君） 議案第11号平成22年度遠軽町一般会計補正予算（第4号）について御説明いたします。

平成22年度遠軽町一般会計補正予算（第4号）につきましては、規定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,876万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を132億7,076万円とするものであります。

補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」により御説明いたします。

地方債の補正につきましては、「第2表地方債補正」により御説明いたします。1ページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算補正の歳入から御説明いたします。

《平成22年9月21日》

10款地方交付税につきましては2億4,373万4,000円追加し、総額を71億4,373万4,000円とするものであります。1項同額であります。

12款分担金及び負担金につきましては、2項負担金に10万4,000円追加し、総額を2億97万円とするものであります。

14款国庫支出金につきましては、2項国庫補助金に1,073万8,000円追加し、総額を7億3,427万8,000円とするものであります。

15款道支出金につきましては、1項道負担金に1,000円追加、2項道補助金に1,467万8,000円追加し、総額を5億6,944万4,000円とするものであります。

16款財産収入につきましては、2項財産売払収入に32万3,000円追加し、総額を4,425万3,000円とするものであります。

17款寄附金につきましては546万8,000円追加し、総額を897万8,000円とするものであります。1項同額であります。

19款繰越金につきましては2,113万円追加し、総額を1億936万1,000円とするものであります。1項同額であります。

20款諸収入につきましては、5項雑入に359万1,000円追加し、総額を1億4,979万2,000円とするものであります。

21款町債につきましては2億1,100万円を減額し、総額を13億6,150万円とするものであります。1項同額であります。

これによりまして、歳入合計131億8,199万3,000円に8,876万7,000円を追加し、総額を132億7,076万円とするものであります。

次に、歳出について御説明いたします。

2款総務費につきましては、1項総務管理費に3,689万5,000円追加、2項徴税費に7万3,000円追加し、総額を33億9,249万円とするものであります。

3款民生費につきましては、1項社会福祉費に51万3,000円追加、2項児童福祉費に837万円追加し、総額を21億1,230万9,000円とするものであります。

5款労働費につきましては967万8,000円追加し、総額を4,754万2,000円とするものであります。1項同額であります。

6款農林水産業費につきましては、1項農業費に1,361万4,000円追加、2項林業費に258万6,000円追加し、総額を3億6,394万5,000円とするものであります。

8款土木費につきましては、2項道路橋りょう費に172万円追加、6項住宅費に8万2,000円追加し、総額を19億5,633万7,000円とするものであります。

10款教育費につきましては、1項教育総務費に287万6,000円追加、2項小学校費に335万2,000円追加、3項中学校費に228万1,000円追加、6項社会教育費に76万7,000円追加し、総額を11億208万6,000円とするものであります。

《平成22年9月21日》

す。

11款災害復旧費につきましては596万円を追加し、総額を945万3,000円とするものであります。1項同額であります。

これによりまして、歳出合計131億8,199万3,000円に8,876万7,000円を追加し、総額を歳入歳出同額の132億7,076万円とするものであります。

次に、第2表、地方債補正について御説明いたします。

地方債の追加につきましては、社名淵地区難視聴共同受信施設整備事業は、社名淵地区の地上デジタル放送に係る共同受信施設を構築することに伴い、限度額を530万円とするものであります。なお、起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりであります。

地方債の変更につきましては、臨時財政対策債は額の確定により、限度額11億3,000万円を9億1,370万円とするものであります。なお、起債の方法、利率、償還の方法は補正前と同様であります。

また、41ページに、地方債の前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書を記載しておりますので、御参照願います。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の1、総括を省略いたしまして、3、歳出から御説明いたします。11ページをお開き願います。

### 3、歳出。

2款総務費1項総務管理費5目財産管理費、テレビ・ラジオ視聴環境整備事業3,477万2,000円の追加につきましては、地上テレビ放送難視聴地区の対策を行うものでありまして、社名淵地区に係る経費として、受信及び送信設備に係る電気料として、光熱水費3万円、北電柱共架に係る電柱使用料2,000円、無線共聴施設を新たに整備する社名淵地区難視聴共同受信施設整備工事費1,610万7,000円、受信施設整備に係る予備用機材の備品購入費220万5,000円、電波利用に係る負担金6,000円、若松ほか4地区に係る経費として、難視聴地区の若松、野上、生田原伊吹、岩戸及び清里地区の詳細な調査設計に伴う難視聴共同受信施設整備実施設計業務委託料1,003万8,000円、湯の里地区に係る経費として、NHK既存共聴施設の幹線延長に係るデジタル化整備補助金638万4,000円を計上するものであります。

14款諸費、過誤納還付175万5,000円につきましては、介護予防地域支え合い事業道補助金返還金に係る額の再確定による追加及び障害者程度区分認定等事業費等の精算に係る税外過誤納還金の追加であります。税外過誤納還付金の内訳につきましては、介護予防地域支え合い事業道補助金返還金69万9,000円、障害者程度区分認定事業費補助金返還金及び障害者自立支援給付費道費負担金返還金105万6,000円であります。

15目基金運営費基金運営事業36万8,000円につきましては、指定寄附金6件によるまちづくり振興基金積立金の追加であります。

2款総務費2項徴税費2目賦課徴収費賦課徴収一般経費7万3,000円につきまして

は、国税連携システム構築事業負担金でありまして、確定申告書の内容を電子データとして町に配信するシステムを構築するための経費について、共同参加105市町村で均一に負担するものであります。

3款民生費1項社会福祉費2目障害者福祉費、障害者自立支援事業1万3,000円につきましては、3町で共同運営している地域活動支援センターとんでんの運営負担金でありまして、平成21年度運営費の精算であります。

5目社会福祉施設費、保健福祉総合センター管理事業50万円につきましては、デイサービスセンター自動ドア修繕などに係る経費に不足が見込まれますので、修繕料を追加するものであります。

2項児童福祉費2目児童措置費は、財源の振りかえであります。

5目保育所費保育所運営事業837万円の追加につきましては、東保育所屋根改修工事462万円は、春先から雨漏り箇所がふえ、保育業務に支障を来していることから改修を行うものであります。西保育所暖房設備改修工事375万円は、温水パネルの老朽に伴う漏水等があり、保育業務に支障を来すことから改修を行うものであります。

5款労働費1項労働諸費1目労働諸費、雇用対策事業967万8,000円の追加につきましては、国の緊急雇用創出事業に係る補助金の追加配分により実施するものでありまして、直営事業として農林振興地域地番データ整備事業、委託事業として町有林調査管理事業を実施するもので、臨時職員6名、述べ627日の雇用創出を図る経費として、賃金職分社会保険料48万1,000円ほか、臨時職員賃金、費用弁償、消耗品費、印刷製本費、緊急雇用創出事業委託料及び事務機器借り上げ料を計上するものであります。財源は、全額道補助金であります。

6款農林水産業費1項農業費5目農地費、小規模土地改良事業1,000万円につきましては、農地保全対策工事でありまして、道補助金の決定により、若咲内地区農業用排水路の整備を行うものであります。財源は、道補助金400万円を見込んでおります。事業の概要につきましては、後ほど担当より御説明いたします。

6目農業施設費、農林水産物直売・食材供給施設管理事業361万4,000円につきましては、遠軽農林水産物直売・食材供給施設給湯管改修工事281万4,000円は、ふぁーらいと内部の給湯管の水漏れが頻繁に生じ、業務に支障を来していることから改修を行うものであります。備品購入費80万円は、ふぁーらいと厨房内の業務用冷蔵庫が経年劣化により温度調整ができず、食材保管に支障を来していることから、4台を更新するものであります。

2項林業費1目林業振興費、有害鳥獣駆除事業258万6,000円につきましては、道が創設したエゾシカ被害防止緊急対策事業を活用して実施するものでありまして、有害鳥獣駆除報償金70万円は、エゾシカ140頭の駆除に係る報償金、手数料188万6,000円は、エゾシカ及びヒグマに係る残渣処理並びに輸送に係る手数料を追加するものであります。

《平成22年9月21日》

7款商工費1項商工費4目観光費につきましては、財源の振りかえであります。

8款土木費2項道路橋りょう費2目道路橋りょう費、道路橋りょう維持事業172万円につきましては、豊原55号砂金沢線道路横断側溝設置工事でありまして、8月9日発生の局地的大雨により、町道と交差するJR踏切が冠水したことから、雨水流入防止のため道路横断側溝を設置するものであります。事業の概要につきましては、後ほど担当より御説明いたします。

6項住宅費2目住宅管理費、町営住宅建設事業8万2,000円につきましては、白滝地域のあけぼの団地公営住宅3号棟建てかえ工事に係る住宅性能評価申請手数料であります。

10款教育費1項教育総務費2目事務局費、教育委員会事務局一般経費50万円につきましては、平成23年3月をもって閉校する支湧別小学校の閉校事業に係る補助金であります。教職員健康診断事業10万1,000円につきましては、公立学校共済組合の人間ドック枠減少に伴い、定期健診者に係る手数料に不足が見込まれますので追加するものであります。

3目教育振興費、教育振興一般経費217万5,000円につきましては、東小学校、南小学校、遠軽中学校及び南中学校が札幌市において開催された北海道吹奏楽コンクールに出場したことなどにより、学校行事負担金に不足が見込まれますので追加するものであります。奨学資金貸付事業10万円につきましては、指定寄附金1点に係る奨学資金貸付基金繰出金の追加であります。

2項小学校費2目教育振興費、小学校備品購入事業335万2,000円につきましては、備品購入費49万1,000円は安国小学校の小型除雪機でありまして、変速機の破損による修理を検討したところ、導入から18年を経過した同型部品の製造が既に終了しており、購入と同程度かかることから見込まれることから除雪機の更新を行うものであります。図書購入費286万1,000円は、指定寄附金に係る小学校児童用図書購入費の追加であります。

3項中学校費2目教育振興費、中学校備品購入事業217万9,000円は、指定寄附金に係る中学校生徒用図書購入費の追加であります。中学校遠距離通学助成事業10万2,000円は、生田原中学校の遠距離通学者1名転入に伴う就学援助費の追加であります。

6項社会教育費1目社会教育総務費、社会教育総務一般経費58万4,000円につきましては、道道白滝原野白滝停線交通安全工事に伴う支障物件等に係る移転経費でありまして、分筆測量業務委託料13万2,000円は支障物件移転先の用地購入に係る経費、記念碑移設工事41万6,000円は、大東流合気道名人、武田惣角氏ゆかりの地の記念碑移設に係る工事請負費、用地購入費3万6,000円は、記念碑を隣接地に移設するための経費であります。これら移設に係る財源につきましては、雑入に支障物件等移転補償費として91万5,000円を計上しております。文化財保護活用事業18万3,000円

《平成22年9月21日》

につきましては、リバーサルフィルム複製業務委託料でありまして、平成23年3月の文化庁文化審議会専門調査会において、白滝遺跡群出土品の国指定に係る重要文化財指定が審議されることから、石器資料などをスライドで解説するための経費を追加するものであります。

11款災害復旧費1項災害復旧費1目災害復旧費、災害復旧事業596万円につきましては、8月9日発生 of 局地的大雨により、生田原旭野の一般廃棄物最終処分場地先の普通河川拓殖川の護岸の一部が損壊したことから、被災箇所の復旧を行うものであります。事業の概要につきましては、後ほど担当より御説明いたします。

次に、歳入について御説明いたします。7ページをお開き願います。

## 2、歳入。

10款地方交付税1項地方交付税1目地方交付税2億4,373万4,000円につきましては、普通交付税の追加であります。

12款分担金及び負担金2項負担金1目民生費負担金10万4,000円につきましては、地域活動支援センター2町負担金の精査によるものであります。

14款国庫支出金2項国庫補助金1目総務費国庫補助金1,073万8,000円につきましては、社名淵地区難視聴共同受信施設整備工事に係る無線システム普及支援事業補助金であります。

15款道支出金1項道負担金1目民生費道負担金1,000円につきましては、子ども手当に係る道費負担金交付要綱により、区分名称及び算定方法が定められたことから、名称及び金額を改めるものであります。2項道補助金4目労働費道補助金967万8,000円につきましては、緊急雇用創出事業補助金の追加であります。5目農林水産業費道補助金1節農業費補助金400万円につきましては、若咲内地区の農地保全対策工事に係る小規模土地改良事業補助金、2節林業費補助金100万円につきましては、有害鳥獣駆除事業に係るエゾシカ緊急対策事業交付金であります。

16款財産収入2項財産売払収入1目不動産売払収入32万3,000円につきましては、道道白滝原野白滝停線交通安全工事に伴い、白滝817番地3ほか1筆、合計111.65平方メートルを道に売却することによる町有地売却代金の追加であります。

17款寄附金1項寄附金2目指定寄附金536万8,000円の追加につきましては、スポーツ振興資金として、清川、武田律子様から5万円、社会福祉振興資金として、南町4丁目、細谷みつえ様から10万円、2条通北8丁目梶田いつ子様から5万円、寿町、楡部ひで子様から3万円、教育振興資金として、北都プロレスチャリティープロレス実行委員会様から3万7,540円、奨学資金貸付資金として、埼玉県、宮部努様から10万円、小中学校図書購入費として、遠軽信用金庫様から500万円、3目ふるさと納税寄附金10万円の追加につきましては、ふるさと振興資金として、京都市、川嶋好仁様から10万円、指定寄附金がございましたので、寄附者の御意志に添いまして予算措置をしたところであります。

《平成22年9月21日》

19款繰越金1項繰越金1目繰越金2,113万円につきましては、前年度繰越金であります。

20款諸収入5項雑入6目雑入359万1,000円につきましては、地域づくり研修会開催支援金28万9,000円は、遠軽町花のまちづくりセミナー開催に係る支援金、総合賠償保障保険金163万7,000円は、3月21日発生、ロックバレースキー場ユニットハウス倒壊事故に係る保険金、支障物件等移転補償費91万5,000円は、道道白滝原野白滝停線交通安全工事に係る移転補償費、いきいきふるさと推進事業助成金75万円は、森林浴歩くスキーの夕べに係る助成金であります。

21款町債1項町債1目総務債530万円につきましては、社名淵地区難視聴共同受信施設整備事業債であります。5目臨時財政対策債2億1,630万円の減につきましては、臨時財政対策債の確定による減額であります。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） 村本農政林務課長。

○農政林務課長（村本秀敏君） それでは、予算に関する資料の1ページをお開き願います。

工事名、小規模土地改良事業、若咲内地区農地保全対策工事であります。

位置につきましては、①図面の国道333号線沿い若咲内地区、林地先であり、国道と湧別川との間に位置し、普通河川鈴辰川に支川が合流する箇所でございます。

鈴辰川の上流には、傾斜に沿ってつくられた畑作飼料畑が多く点在するため、大雨及び融雪時にはのり面や河床の洗掘を繰り返し、農地への侵食が進んでいる箇所でございます。飼料畑が発足している中で、これら農地の保全を目的とするものであります。

工事及び工法につきましては、のり面を護岸2面走行といたしまして、地形及び環境を配慮し、カゴマット5段から7段積みを使用するものでございます。高さは2.5メートルから3.5メートル、根入れ部分は0.5メートルでございます。河床幅は約4メートルということで、維持作業が必要な場合には重機が出入りできるスペースということで計画してございます。延長は34メートル、すりつけが14メートルでございます。

以上でございます。

○議長（前田篤秀君） 石川生田原総合支所長。

○生田原総合支所長（石川弘美君） 引き続き説明をいたします。

2ページは、道路橋りょう維持事業（生田原地域）豊原55号砂金沢線道路横断側溝設置工事位置図であります。

本年8月9日に、局地的な大雨により、町道豊原55号砂金沢線のJR踏切が、本線道路の路面から流れ込んだ表面水により冠水をしたため、表面水の流入防止の横断側溝を設置するものです。設置する箇所は、生田原豊原、工事名は豊原55号砂金沢線道路横断側溝設置工事、工事の内容は450ミリのU型トラフ、延長6メートルの横断側溝を工事請負費で実施するものです。

《平成22年9月21日》

続きまして、3ページについて説明をいたします。

このページは、災害復旧事業（生田原地域）拓殖川災害復旧工事位置図であります。本年8月9日に、局地的な大雨により、普通河川拓殖川の既設の連結ブロックが一部損壊及びのり面が侵食されたもので、被災箇所は生田原旭野の旭野一般廃棄物最終処分場地先の普通河川拓殖川で、工事名は拓殖川災害復旧工事であります。

工事内容として、左岸のり面部に大型連結ブロック延長42.5メートル、河床部に根固めブロック延長9メートル、また、道路からの流入防止として、450ミリのU型トラフ、延長5メートルの横断側溝2カ所を工事請負費で実施するものです。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） 渡辺住民生活課長。

○住民生活課長（渡辺喜代則君） 続きまして、議案第12号平成22年度遠軽町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について説明いたします。

平成22年度遠軽町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきましては、規定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ386万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を26億6,612万7,000円とするものであります。

補正後の歳入歳出予算の総額は、「第1表歳入歳出予算補正」により御説明いたします。1ページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算補正の歳入から御説明いたします。

3款国庫支出金につきましては、2項国庫補助金に386万6,000円を追加し、総額を1億2,373万4,000円とするものです。これによりまして、歳入合計26億6,226万1,000円に386万6,000円を追加し、総額を26億6,612万7,000円とするものであります。

次に、歳出について説明いたします。2ページをお開き願います。

8款保健事業費につきましては、2項特定健康診査等事業費に386万6,000円を追加し、総額を1,560万5,000円とするものです。これによりまして、歳出合計26億6,226万1,000円に386万6,000円を追加し、総額を26億6,612万7,000円とするものであります。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の1、総括を省略いたしまして、3、支出から説明いたします。8ページをお開き願います。

3、歳出。

8款保健事業費2項特定健康診査等事業費1目特定健康診査等事業費386万6,000円の追加につきましては、特定健康診査の受診率が目標の水準に達していない状況にあるため、未受診者の生活習慣や健康維持に関する意識や未受診者の要因を調査し、今後の健診等の実施体制の見直しに資するために、アンケート調査、分析を実施するものであります。また、あわせて、被保険者からの参加を募り、個別健康支援プログラムを実施するために必要な経費として、嘱託職員報酬、臨時職員賃金、消耗品費、印刷製本費、通信運

《平成22年9月21日》

搬費、健診未受診者アセスメント調査業務委託料、保健指導データ分析業務委託料、生活習慣病予防・運動教室運營業務委託料を計上したものであります。1,000人分の調査を予定しております。

次に、歳入について説明いたします。6ページをお開き願います。

## 2、歳入。

3款国庫支出金2項国庫補助金1目財政調整交付金386万6,000円の追加につきましては、アンケート調査分析と個別健康支援プログラムの実施に係る国の調整交付金であります。

以上で、議案第12号の説明を終わらせていただきます。

○議長（前田篤秀君） 岡村保健福祉課長。

○保健福祉課長（岡村 宏君） 議案第13号平成22年度遠軽町介護保険特別会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

平成22年度遠軽町介護保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ276万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億3,697万円とするものであります。

補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」により御説明いたします。1ページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算補正の歳入から御説明いたします。

## 1、歳入。

9款繰越金に276万8,000円を追加し、総額を276万9,000円とするものであります。1項同額であります。

これによりまして、歳入合計13億3,420万2,000円に276万8,000円を追加し、総額を13億3,697万円とするものであります。

次に、歳出について御説明いたします。2ページをお開き願います。

## 2、歳出。

6款諸支出金に276万8,000円を追加し、総額を286万8,000円とするものであります。1項同額であります。

これによりまして、歳出合計13億3,420万2,000円に276万8,000円を追加し、総額を歳入歳出同額の13億3,697万円とするものであります。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の1、総括を省略し、3、歳出から御説明いたします。8ページをお開き願います。

## 3、歳出。

6款諸支出金1項償還金及び還付加算金2目償還金276万8,000円の追加は、平成21年度過年度介護給付費負担金等の精算によります返還金の追加であります。

次に、歳入について御説明いたします。6ページをお開き願います。

2、歳入であります。9款繰越金1項繰越金1目繰越金に276万8,000円の追

加は、前年度繰越金の精査によります追加であります。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） 渡辺住民生活課長。

○住民生活課長（渡辺喜代則君） 大変失礼しました。先ほどの説明で、訂正をしたいところが2カ所あります。

歳入歳出予算補正の説明の中で、歳入、国庫支出金の補正後の総額を2項の合計額を説明いたしましたが、国庫支出金の合計額は5億9,464万4,000円でありまして、もう一つ、歳出の保健事業費の補正後の総額につきましても、2項の総額を言いましたが、保健事業費の総額は2,278万3,000円でございますので、訂正させていただきます。

○議長（前田篤秀君） 昼食のため、1時まで暫時休憩いたします、

午前11時57分 休憩

---

午後 0時58分 再開

○議長（前田篤秀君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより、一括上程いたしました議案3件の質疑を行います。

質疑は、各案件ごとに行います。

これより、議案第11号平成22年度遠軽町一般会計補正予算（第4号）の質疑を行います。

質疑は、第1表歳入歳出予算補正を省略して、歳入歳出補正予算事項別明細書の3、歳出より各款ごとに行います。

2款総務費、11ページから14ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 3款民生費、15ページから18ページ。

石田議員。

○1番（石田通行君） 18ページの工事請負費に、東保育所の屋根改修工事と西保育所の暖房設備改修工事がございますが、この内容をお知らせください。

○議長（前田篤秀君） 安江保育課長。

○保育課長（安江陽一郎君） 石田議員の御質問にお答えをいたします。

まず、東保育所の屋根改修工事でございますが、冒頭、財政課長からの説明にもありましてとおり、春先から東保育所の特に南面から、雨漏りの箇所数が急激にふえたということで、それに対応するための改修工事でございます。

次に、西保育所の暖房設備改修工事の関係でございますけれども、これも春先以降、西保育所は温水暖房で賄っているのですけれども、温水パネルから水漏れ、または空気漏れというのがありまして、それに対応するための改修工事でございます。

以上です。

《平成22年9月21日》

○議長（前田篤秀君） 石田議員。

○1番（石田通行君） 東保育所が春先から雨漏りをしているということは、財政課長からも説明があったのですけれども、今、課長は、南の面が特にという話をしていましたけれども、南の面といいますと、ほふく室がずっと並んでいますよね。これらに対する室内での支障というものはなかったのですか。

○議長（前田篤秀君） 安江保育課長。

○保育課長（安江陽一郎君） 大変失礼いたしました。南面というのは、東保育所を上から見たときに屋根が主に三角形になってございまして、そのうちちょうど真ん中ぐらいから南の屋根の部分を南面として御説明したところでございます。

具体的に、どの付近が雨漏りをしているかという点でございすけれども、保育所の中央に遊戯室、ホールと言っておりますけれども、その箇所から2カ所、それと、南側の西側に当たる部分、5歳児のゾウ組と称しているところでございすけれども、そちらの天井部分が1カ所、それと、南面、特に保育室には、3歳児、4歳児、5歳児と、こういうふうに東側から並んでいるのですけれども、その中間に保育資材というか、機材というか、そういった子供のおもちゃ等をおさめる部屋というか区分しているところがございまして、その箇所と、加えて、子供さんが午睡といって、昼、寝るための寝具を置いてあるところがございす。これは一部屋20名ですと、20名分の寝具を積み立てるところでございす。その箇所からも2カ所ほど漏れているという状態でございまして、雨が降って雨漏りがあったような場合については、ホールにおいてはバケツ等で対応したり、あるいは、先ほど言った寝具の関係についてはカバーをしたり、あるいは、濡れないように別のところで対応させていただいているところでございす。

以上です。

○議長（前田篤秀君） 石田議員。

○1番（石田通行君） それは、春先から急になったのではなくて、多分、以前からなっているような気がしますが、わかりました。それで、こういったものが当初予算で措置をするべきではなかったのかなという気もしています。これは、どんなふうに改修をされるのですか。

○議長（前田篤秀君） 安江保育課長。

○保育課長（安江陽一郎君） お答えいたします。

南面の部分、工事となってございすけれども、具体的内容につきましては防水塗装の工事、一部板金改修を含んだ工事として予定してございす。

以上です。

○議長（前田篤秀君） 石田議員。

○1番（石田通行君） 板金塗装一部ということは、全部張りかえをするというのではなくてですか。

○議長（前田篤秀君） 安江保育課長。

○保育課長（安江陽一郎君） そのとおりでございます。

○議長（前田篤秀君） 石田議員。

○1番（石田通行君） 余りわからないけれども、わかりました。

次に、西保育所の関係、温水暖房、パネルヒーターと言っていましたね。これはどんなふうにするのですか。

○議長（前田篤秀君） 安江保育課長。

○保育課長（安江陽一郎君） 内容は、一つの保育室であれば、温水パネルが一つないし二つぐらいありますが、その温水パネルを取りかえるということでございます。

以上です。

○議長（前田篤秀君） 石田議員。

○1番（石田通行君） 温水パネルは温水パネルで直すということですか。

○議長（前田篤秀君） 安江保育課長。

○保育課長（安江陽一郎君） 既存の古い温水パネルを、同様のというわけではないのですけれども、新しい温水パネルのほうにかえていくということでございます。

以上です。

○議長（前田篤秀君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 次に、5款労働費、19ページから20ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 次に、6款農林水産業費、21ページから24ページ。

高橋（義）議員。

○16番（高橋義昭君） 24ページの有害鳥獣の部分なのですが、最近、特にカラスが非常に多くて、パークゴルフ場などにも黒だかりになっているような状況、それから、町中の電線もカラスがたかっているような状況を見受けられるのですが、その対策、現状とこれからどういうふうにしていくのかという部分をお伺いしたいと思います。

○議長（前田篤秀君） 村本農政林務課長。

○農政林務課長（村本秀敏君） カラスということでございますけれども、もちろん有害鳥獣ということで駆除してございます。そして、去年は町内の農家からもカラス駆除の依頼がありまして、箱わなというのでしょうか、おりを用意して駆除していた経過がございます。実績としまして二百五、六十羽とっているのですけれども、本当にことしに入りまして、現在、遠軽小学校の移転も含めまして、たまたま小学校付近の農家のカラスが多いために何とかしたいなということで、大阪のある会社から、カラスよけのラップといたのですか、スピーカーで、カラスの嫌いな音を出して、今、試験をやっている最中です。それができますれば、そのラップと同時に、いわゆる肉牛農家ということでございまして、その飼料のところに食べに来るカラスを防ぐために網を張ったらどうだろうかということで、その農家の方とは話してございます。

《平成22年9月21日》

町内全域にかけてはということでは、ことしはカラスの駆除用の箱わなを持っておりませんで、実際かけてごさいません。ただ、農協のほうで、やはり農家から個別に頼まれてかけているということは聞いてごさいます。

以上でごさいます。

- 議長（前田篤秀君） ほかに。  
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（前田篤秀君） 次、7款商工費、25ページから26ページ。  
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（前田篤秀君） 次、8款土木費、27ページから30ページ。  
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（前田篤秀君） 次、10款教育費、31ページから38ページ。  
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（前田篤秀君） 次、11款災害復旧費、39ページから40ページ。  
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（前田篤秀君） 次に、2、歳入に入ります。10款地方交付税、7ページから8ページ。  
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（前田篤秀君） 次に、12款分担金及び負担金、7ページから8ページ。  
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（前田篤秀君） 次、14款国庫支出金、7ページから8ページ。  
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（前田篤秀君） 次、15款道支出金、7ページから8ページ。  
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（前田篤秀君） 次、16款財産収入、7ページから8ページ。  
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（前田篤秀君） 次、17款寄附金、7ページから8ページ。  
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（前田篤秀君） 19款繰越金、7ページから10ページ。  
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（前田篤秀君） 20款諸収入、9ページから10ページ。  
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（前田篤秀君） 21款町債、9ページから10ページ。  
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（前田篤秀君） 次に、第2表、地方債補正、3ページ。  
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（前田篤秀君） これをもって、議案第1号の質疑を終わります。

次に、議案第12号平成22年度遠軽町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の質疑を行います。

質疑は、第1表歳入歳出予算補正を省略して、歳入歳出補正予算事項別明細書の3、歳出より各款ごとに行います。

8款保健事業費、8ページから9ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 次に、2、歳入に入ります。

3款国庫支出金、6ページから7ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） これをもって、議案第12号の質疑を終わります。

次に、議案第13号平成22年度遠軽町介護保険特別会計補正予算（第1号）の質疑を行います。

質疑は、第1表歳入歳出予算補正を省略して、歳入歳出補正予算事項別明細書の3、歳出より各款ごとに行います。

6款諸支出金、8ページから9ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 次に、2、歳入に入ります。

9款繰越金、6ページから7ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） これをもって、議案第13号の質疑を終わります。

以上で質疑を終わります。

これより、一括上程いたしました議案3件を採決いたします。

採決は、上程の順より各案件ごとに行います。

これより、議案第11号平成22年度遠軽町一般会計補正予算（第4号）を採決いたします。

本案は、討論を省略して原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第12号平成22年度遠軽町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案は、討論を省略して原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第13号平成22年度遠軽町介護保険特別会計補正予算（第1号）を採決い

《平成22年9月21日》

たします。

本案は、討論を省略して原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第22 認定第1号から日程第30 認定第9号

○議長(前田篤秀君) 日程第22 認定第1号平成21年度遠軽町一般会計歳入歳出決算認定について、日程第23 認定第2号平成21年度遠軽町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、日程第24 認定第3号平成21年度遠軽町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について、日程第25 認定第4号平成21年度遠軽町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、日程第26 認定第5号平成21年度遠軽町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、日程第27 認定第6号平成21年度遠軽町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第28 認定第7号平成21年度遠軽町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第29 認定第8号平成21年度遠軽町公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第30 認定第9号平成21年度遠軽町水道事業会計決算認定についてを一括して議題といたします。

上程の順より、提出者の説明を求めます。

太田財政課長。

○財政課長(太田 守君) 平成21年度の各会計決算認定について御説明いたします。

認定第1号平成21年度遠軽町一般会計歳入歳出決算認定についてから認定第8号平成21年度遠軽町公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算認定についてまでの8会計の決算概要について御説明いたします。

お手元に配付の赤番6、7、9、10及び11が一般会計並びに特別会計の決算に係るものであります。

赤番6は、一般会計並びに各特別会計の歳入歳出決算書及び地方自治法施行令第166条第2項の規定に基づく歳入歳出決算事項別明細書実質収支に関する調書及び財産に関する調書となっております。赤番7は、一般会計及び特別会計の歳入歳出決算概要説明書であります。赤番9は、地方自治法第233条第5項の規定に基づく一般会計及び各特別会計の主要な施策の成果の説明書であります。赤番10は、地方自治法第233条第3項の規定に基づく監査委員の歳入歳出決算審査意見書であります。赤番11は、地方自治法第241条第5項の規定に基づく監査委員の基金運用状況審査意見書であります。

それでは、赤番6の歳入歳出決算書をごらん願います。

認定第1号の平成21年度遠軽町一般会計歳入歳出決算書について御説明いたします。

1ページから6ページまでは歳入でありまして、款及び項における決算額であります。6ページの収入済額の合計は147億4,690万129円となっております。

《平成22年9月21日》

2ページにお戻りいただきまして、不納欠損額につきましては1款町税で461万7,810円となっております。なお、不納欠損額の内訳につきましては、決算概要説明書の不納欠損額調べをごらん願います。

収入未済額につきましては、2ページの1款町税で1億4,583万7,746円、4ページの12款分担金及び負担金で1万9,000円、13款使用料及び手数料で1,521万9,583円、16款財産収入で291万8,365円、20款諸収入で611万3,000円でありまして、6ページの収入未済額の合計では1億7,010万7,694円となっております。なお、収入未済額の内訳につきましては、決算概要説明書の町税収入未済額比較表及び収入未済額調べをごらん願います。

7ページから10ページまでは歳出でありまして、10ページの支出済額の合計は14億7,266万7,054円となっております。9ページの歳入歳出差引残額につきましては2億7,423万3,075円でありまして、そのうち1億1,000万円を地方自治法第233条の2の規定により財政調整基金に繰り入れております。

歳入歳出決算事項別明細書につきましては、歳入は11ページの1款町税から45ページの21款町債まで、予算現額、調定額、収入済額、不納欠損額及び収入未済額について節ごとに記載しております。歳出は、49ページの1款議会費から193ページの13款予備費まで、予算現額、支出済額、翌年度繰越額及び不用額について節ごとに記載しております。個々の説明は省略させていただきますが、歳出に係る流用及び充用、繰越明許費に係る事項につきまして御説明いたします。

57ページをお開き願います。2款総務費1項総務管理費6目企画費の不用額1,191万5,961円のうち1,024万936円につきましては、平成20年度から明許繰越となりました定額給付金給付事業であり、予算現額の継続費及び繰越事業費繰越額3億7,667万6,000円に係るものであります。

71ページをお開き願います。2款総務費1項総務管理費16目地域活性化生活対策費の不用額2,450万8,206円のうち2,447万1,156円につきましては、平成20年度から明許繰越となりました地域活性化生活対策事業であり、予算現額の継続費及び繰越事業費繰越額4億5,665万5,000円に係るものであります。

73ページをお開き願います。2款総務費1項総務管理費17目地域活性化経済危機対策費の翌年度繰越額の継続費逓次繰越繰越明許費事故繰越1億1,557万1,000円は、地域活性化経済危機対策事業に係る経費でありまして、平成22年度に繰り越したものであります。同じく2款総務費1項総務管理費18目地域活性化きめ細かな対策費の翌年度繰越額の継続費逓次繰越繰越明許費事故繰越3億1,763万3,000円は、地域活性化きめ細かな対策事業に係る経費でありまして、平成22年度に繰り越したものであります。

79ページをお開き願います。3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費の予備費支出及び流用増減2万8,000円につきましては、12節役務費について不足が生じた

《平成22年9月21日》

ため医療助成費より流用したものであります。

91ページをお開き願います。3款民生費1項社会福祉費4目医療助成費の予備費支出及び流用増減2万8,000円の減につきましては、1目社会福祉総務費へ流用したものであります。

93ページをお開き願います。3款民生費1項社会福祉費5目社会福祉施設費の予備費支出及び流用増減108万5,000円につきましては、11節需用費について不足が生じたため予備費より充用したものであります。

103ページをお開き願います。4款衛生費1項保健衛生費2目母子保健費の不用額149万1,596円のうち37万3,739円につきましては、平成20年度から明許繰越となりました子育て応援特別手当支給事業であり、予算現額の継続費及び繰越事業費繰越額1,152万2,000円に係るものであります。同じく、4款衛生費1項保健衛生費2目母子保健費の予備費支出及び流用増減6万3,000円につきましては、11節需用費について不足が生じたため予防費より流用したものであります。

105ページをお開き願います。4款衛生費1項保健衛生費3目予防費の予備費支出及び流用増減6万3,000円の減につきましては、2目保健福祉費へ流用したものであります。

107ページをお開き願います。4款衛生費1項保健衛生費4目環境衛生費の翌年度繰越額の継続費通次繰越繰越明許費事故繰越650万円は、簡易水道事業特別会計繰り出しに係る経費でありまして、平成22年度に繰り越したものであります。

115ページをお開き願います。5款労働費1項労働諸費1目労働諸費の予備費支出及び流用増減9万3,000円につきましては、11節需用費について不足が生じたため予備費より充用したものであります。

121ページをお開き願います。6款農林水産業費1項農業費5目農地費の翌年度繰越額の継続費通次繰越繰越明許費事故繰越280万円は、道営土地改良事業に係る経費でありまして、平成22年度に繰り越したものであります。

153ページをお開き願います。8款土木費5項下水道費1目公共下水道費の翌年度繰越額の継続費通次繰越繰越明許費事故繰越1,150万円は、下水道事業の推進に係る公共下水道事業特別会計繰り出しの経費でありまして、平成22年度に繰り越したものであります。

155ページをお開き願います。9款消防費1項消防費1目消防費の予備費支出及び流用増減109万8,000円につきましては、14節使用料及び賃借料について不足が生じたため予備費より充用したものであります。同じく9款消防費1項消防費1目消防費の翌年度繰越額の継続費通次繰越繰越明許費事故繰越153万円は、防災対策事業に係る全国瞬時警報システム整備事業の経費でありまして、平成22年度に繰り越したものであります。

191ページをお開き願います。11款災害復旧費1項災害復旧費1目災害復旧費の翌

年度繰越額の継続費通次繰越繰越明許費事故繰越531万円は、災害復旧事業に係る経費でありまして、平成22年度に繰り越したものであります。

193ページをお開き願います。13款予備費1項予備費1目予備費の予備費支出及び流用増減227万6,000円の減につきましては、3款民生費1項社会福祉費5目社会福祉施設費、5款労働費1項労働諸費1目労働諸費及び9款消防費1項消防費1目消防費に予算の不足が生じたので充用したものであります。

195ページは、実質収支に関する調書でありまして、実質収支額は2億1,936万1,000円であります。実質収支額のうち、地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額は1億1,000万円で、財政調整基金に繰り入れしております。

次に、認定第2号の平成21年度遠軽町国民健康保険特別会計歳入歳出決算書につきまして御説明いたします。

196、197ページは歳入でありまして、収入済額の合計は26億4,559万2,693円となっております。不納欠損額につきましては、196ページの1款国民健康保険税が155万8,540円となっております。なお、不納欠損額の内訳につきましては、決算概要説明書の不納欠損額調べをごらん願います。

収入未済額につきましては、同じく1款国民健康保険税が1億3,100万3,984円となっております。なお、収入未済額の内訳につきましては、決算概要説明書の町税収入未済額比較表をごらん願います。

198、199ページは歳出でありまして、支出済額の合計は26億1,148万1,883円となっております。

200ページの歳入歳出差引残額は3,411万810円であります。歳入歳出決算事項別明細書及び実質収支に関する調書につきましては、202ページから225ページが事項別明細書となっております。

212ページをお開き願います。1款総務費1項総務管理費1目一般管理費の予備費支出及び流用増減7万7,000円の減につきましては、4項特別対策事業費1目特別対策事業費へ流用したものであります。同じく、1款総務費4項特別対策事業費1目特別対策事業費の予備費支出及び流用増減7万7,000円につきましては、13節委託料について不足が生じたため一般管理費より流用したものであります。

216ページをお開き願います。2款保険給付費2項高額療養費1目一般被保険者高額療養費の予備費支出及び流用増減350万1,000円につきましては、19節負担金補助及び交付金について不足が生じたため、2目退職被保険者等高額療養費より流用したものであります。同じく、2款保険給付費2項高額療養費2目退職被保険者等高額療養費の予備費支出及び流用増減350万1,000円の減につきましては、1目一般被保険者高額療養費へ流用したものであります。

220ページをお開き願います。5款老人保健拠出金1項老人保健拠出金2目老人保健事務費拠出金の予備費支出及び流用増減2万3,000円につきましては、19節負担金

《平成22年9月21日》

補助及び交付金について不足が生じたため予備費より充用したものであります。

224ページをお開き願います。11款予備費1項予備費1目予備費の予備費支出及び流用増減2万3,000円の減につきましては、5款老人保健拠出金1項老人保健拠出金2目老人保健事務費拠出金の予算に不足が生じましたので充用したものであります。

226ページは、実質収支に関する調書でありまして、実質収支額は3,411万円であります。

次に、認定第3号の平成21年度遠軽町老人保健特別会計歳入歳出決算書につきまして御説明いたします。

227、228ページは歳入でありまして、収入済額の合計は1,221万7,404円となっております。229、230ページは歳出でありまして、支出済額の合計は102万7,288円となっております。229ページの歳入歳出差引残額は1,119万116円であります。歳入歳出決算事項別明細書及び実質収支に関する調書につきましては、231ページから236ページが事項別明細書となっております。

237ページは、実質収支に関する調書でありまして、実質収支額は1,119万円であります。

次に、認定第4号の平成21年度遠軽町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書につきまして御説明いたします。

238、239ページは歳入でありまして、収入済額の合計は2億4,335万7,866円となっております。収入未済額につきましては、同じく1款後期高齢者医療保険料が27万9,800円となっております。なお、収入未済額の内訳につきましては、決算概要説明書の町税収入未済額比較表をごらん願います。

240、241ページは歳出でありまして、支出済額の合計は2億4,184万1,758円となっております。240ページの歳入歳出差引残額は151万6,108円であります。歳入歳出決算事項別明細書及び実質収支に関する調書につきましては、242ページから249ページが事項別明細書となっております。

250ページは、実質収支に関する調書でありまして、実質収支額は151万6,000円であります。

次に、認定第5号の平成21年度遠軽町介護保険特別会計歳入歳出決算書につきまして御説明いたします。

251、252ページは歳入でありまして、収入済額の合計は13億3,356万9,571円となっております。不納欠損額につきましては、1款介護保険料が5万6,700円となっております。なお、不納欠損額の内訳につきましては、決算概要説明書の不納欠損額調べをごらん願います。

収入未済額につきましては、同じく1款介護保険料が338万3,600円となっております。なお、収入未済額の内訳につきましては、決算概要説明書の町税収入未済額比較表をごらん願います。

《平成22年9月21日》

253、254ページは歳出でありまして、支出済額の合計は12億9,999万3,092円となっております。253ページの歳入歳出差引残額は3,357万6,479円であります。歳入歳出決算事項別明細書及び実質収支に関する調書につきましては、255ページから268ページが事項別明細書となっております。

269ページは、実質収支に関する調書でありまして、実質収支額は3,357万6,000円であります。

次に、認定第6号の平成21年度遠軽町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算書につきまして御説明いたします。

270、271ページは歳入でありまして、収入済額の合計は1億751万2,581円となっております。収入未済額につきましては、2款使用料及び手数料が342万3,608円となっております。なお、収入未済額の内訳につきましては、決算概要説明書の収入未済額調べをごらん願います。

272、273ページは歳出でありまして、支出済額の合計は9,397万6,942円となっております。272ページの歳入歳出差引残額は1,353万5,639円であります。歳入歳出決算事項別明細書及び実質収支に関する調書につきましては、274ページから281ページが事項別明細書となっております。

278ページをお開き願います。2款事業費1項水道施設費1目水道管理費の翌年度繰越額の継続費通次繰越繰越明許費事故繰越650万円は、地域活性化きめ細かな対策事業に係る経費でありまして、平成22年度に繰り越したものであります。

282ページは、実質収支に関する調書でありまして、実質収支額は1,353万5,000円であります。

次に、認定第7号の平成21年度遠軽町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算書につきまして御説明いたします。

283、284ページは歳入でありまして、収入済額の合計は14億3,321万4,540円となっております。収入未済額につきましては、238ページの1款分担金及び負担金が584万394円、2款使用料及び手数料が991万2,164円となっております。なお、収入未済額の内訳につきましては、決算概要説明書の収入未済額調べをごらん願います。

285、286ページは歳出でありまして、支出済額の合計は14億1,951万2,759円となっております。285ページの歳入歳出差引残額は1,370万1,781円あります。歳入歳出事項別明細書及び実質収支に関する調書につきましては、287ページから298ページが事項別明細書となっております。

293ページをお開き願います。1款公共下水道費1項公共下水道費2目下水道整備費の翌年度繰越額の継続費通次繰越繰越明許費事故繰越1,150万円は、地域活性化きめ細かな対策事業に係る経費でありまして、平成22年度に繰り越したものであります。

299ページは、実質収支に関する調書でありまして、実質収支額は1,370万1,0

《平成22年9月21日》

00円であります。

次に、認定第8号の平成21年度遠軽町公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算書につきまして御説明いたします。

300、301ページは歳入でありまして、収入済額の合計は931万3,742円となっております。302、303ページは歳出でありまして、支出済額の合計は931万3,742円となっております。302ページの歳入歳出差引残額はゼロ円であります。

歳入歳出決算事項別明細書及び実質収支に関する調書につきましては、304ページから307ページが事項別明細書であります。308ページは実質収支に関する調書でありまして、歳入歳出同額で実質収支額はゼロ円であります。

次に、309ページ以降は財産に関する調書でありまして、公有財産、物品、債権及び基金について記載しております。説明は省略させていただきますので、御参照いただきたいと存じます。

次に、赤番7の歳入歳出決算概要説明書をごらん願います。

1ページ及び2ページは、会計別決算額総括表であります。一般会計の予算額(A)及び(C)の欄には、平成20年度繰越明許費の額8億4,485万3,000円を含むものであります。一般会計の(B-A)の欄には、平成21年度繰越明許費に係る未収入特定財源の額4億597万2,000円を含むものであります。一般会計の(C-D)の欄には、平成21年度繰越明許費の額4億6,084万4,000円を含むものであります。一般会計の(B-D)の欄には、平成21年度繰越明許費に係る一般財源の額5,487万2,000円を含むものであります。特別会計小計の(B-A)の欄には、平成21年度繰越明許費に係る未収入特定財源の額1,800万円を含むものであります。特別会計小計の(C-D)の欄には、平成21年度繰越明許費の額1,800万円を含むものであります。

3ページから30ページまでは、会計別の歳入歳出款別決算額比較表でありまして、各款における決算額について前年度と比較したものであります。

31、32ページは、歳入歳出決算額構成表でありまして、一般会計の歳入歳出決算額の構成を円グラフによりあらわしたものであります。

33ページから54ページまでは、各款の中で節の占める金額の比率でありまして、各会計歳出の款ごとの節別内訳であります。

55、56ページは、町税収入未済額比較表でありまして、税目ごとに現年度及び滞納繰越に係る未収額について前年度と比較したものであります。

57ページから63ページまでは、収入未済額調べでありまして、町税以外の収入未済額の内訳であります。

64ページから67ページまでは、不納欠損額調べでありまして、平成21年度における不納欠損額の年度別内訳であります。

68ページから71ページは、人件費に関する給与費決算調書でありまして、各項にお

《平成22年9月21日》

ける給与費の内訳であります。

72、73ページは、公債費に関する調べでありまして、各会計ごとの起債の状況について、目的別及び借り入れ先別に分類したものであります。

74、75ページにつきましては、基金運用状況でありまして、基金ごとの内訳となっております。

定額運用基金運用状況につきましては、76ページは遠軽町土地開発基金運用状況、77ページは遠軽町奨学資金貸付基金運用状況の内訳となっております。

次に、赤番9、各会計の主要な施策の成果説明書につきましては、各会計の事務事業について目ごとにまとめたものでありますので、御参照いただきたいと存じます。

次に、赤番10、各会計の決算審査における監査委員の意見書及び赤番11基金運用状況審査における監査委員の意見書につきましては、御参照いただきたいと存じます。

以上で、平成21年度一般会計及び各特別会計の決算認定について説明を終わります。

**○議長（前田篤秀君）** 松井経済部技監。

**○経済部技監（松井雅弘君）** 続きまして、認定第9号平成21年度遠軽町水道事業会計決算認定についてを御説明いたします。

お手元に配付の赤番8が平成21年度遠軽町水道事業会計決算書でありまして、赤番13が平成21年度遠軽町水道事業会計決算審査意見書であります。

赤番8の平成21年度遠軽町水道事業会計決算書をごらんください。

平成21年度遠軽町水道事業会計決算につきましては、1ページから4ページまでは平成21年度遠軽町水道事業決算報告書でございまして、収益的収入及び支出と資本的収入及び支出のそれぞれの予算額、決算額等を記載してございます。

1ページをお開き願います。収益的収入及び支出の収入でございますが、1款事業収益は1項営業収益と2項営業外収益を合わせまして、決算額3億9,034万4,702円あります。

次のページの支出につきましては、1款事業費は1項営業費用から4項予備費までを合わせまして、決算額3億5,421万6,209円あります。

3ページは資本的収入及び支出でございまして、収入につきましては、1款資本的収入は3項工事負担金から4項分担金までを合わせまして、決算額650万5,100円あります。

次のページの支出につきましては、1款資本的支出は1項建設改良費から3項予備費までを合わせまして、決算額3億390万7,390円あります。

なお、資本的収入が資本的支出額に不足する額2億9,740万2,290円は、過年度分損益勘定留保資金1億6,542万7,670円、当年度分損益勘定留保資金1億1,437万1,108円、減債積立金1,100万円、建設改良積立金400万円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額260万3,512円で補てんしたところであります。

《平成22年9月21日》

次に、財務諸表でございますが、損益計算書、剰余金計算書、剰余金処分計算書及び貸借対照表を掲載してございます。

5 ページにつきましては損益計算書でございます、当年度分純利益は3,268万4,319円でございます。

6 ページから7 ページは剰余金計算書でございます、8 ページは剰余金処分計算書でございます。9 ページから11 ページにつきましては、平成22年3月31日現在の貸借対照表でございます。

次に、決算付属書でございますが、証書類につきましては別途保管させていただいております、事業報告書、収益費用明細書、固定資産明細書及び企業債明細書を掲載してございますが、ここの説明は省略させていただきます。

以上で、平成21年度遠軽町水道事業会計決算書の説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） お諮りいたします。

一括上程いたしました平成21年度決算認定9件につきまして、議長並びに議会選出監査委員を除く全議員による決算審査特別委員会を設置し、この委員会に付託をし、会期中の審査としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、平成21年度決算認定9件につきまして、議長並びに議会選出監査委員を除く全議員による決算審査特別委員会を設置し、この委員会に付託をし、会期中の審査とすることに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

午後 1時50分 休憩

---

午後 2時39分 再開

○議長（前田篤秀君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩中に決算審査特別委員会が開催され、委員長に山谷議員、副委員長に杉本議員が選出されましたので御報告いたします。

---

### ◎延会の議決

○議長（前田篤秀君） お諮りいたします。

本日の会議は、これをもって延会としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれをもって延会とすることに決定いたしました。

《平成22年9月21日》

---

◎延会宣告

○議長（前田篤秀君） 本日は、これをもって延会いたします。

午後 2時40分 延会

《平成22年9月21日》

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 前 田 篤 秀  
署 名 議 員 高 橋 真 千 子  
署 名 議 員 合 村 則 康